

## 第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

目標に対する実施内容の達成状況「◎…達成できた、○…概ね達成できた、△…達成はやや不十分、×…全く達成できなかった」

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和5年度（年度末実績）			
第8期における具体的な取組	現状と課題	目標 (事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策
1-1さくら体操の推進	<p>○介護予防においては運動や社会参加の機会を設けることが重要であり、それらの機会を継続して実施していくためには、その居場所等に応じて適切な支援を行う必要がある。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響で、運動や社会参加の機会が減少しているため、ICTの利活用等新たな取り組みを含めて担保していく必要がある。</p>	<p>・内容の充実のため、リハ職が会場を巡回し、助言・指導を行う。</p> <p>・会場ごとに先頭に立って活動するボランティア（介護予防リーダー）の養成講座を行う。</p> <p>さくら体操の会場数 R2：17か所 → R5：46か所</p> <p>さくら体操の延参加人数 R2：3,700人 → R5：12,200人</p> <p>新規介護予防リーダー養成者数 毎年10人</p>	<p>年度末に、増数に対する評価を行い、計画年時に達成できるように進捗管理も実施する。</p>	<p>・リハ職が定期的に会場を巡回し、介護予防のための助言等を実施。</p> <p>・体力測定会（年1回）を行い、リハ職が結果を基に自立支援・介護予防に向け、参加者個々にアドバイスを実施。</p> <p>さくら体操の会場数 42か所 さくら体操の延参加者数 6,255人 新規介護予防リーダー養成者数 12人</p>	○	<p>介護予防の機会として、さくら体操の周知を行い、前年度より参加者が増加したため。</p>	<p>新型コロナウイルス感染対策により、高齢者施設等での再開が難しい状況であるため、新たな場所の開拓・調整を行う。</p>
1-2地域の居場所に対する支援の充実	<p>○介護予防においては運動や社会参加の機会を設けることが重要であり、それらの機会を継続して実施していくためには、その居場所等に応じて適切な支援を行う必要がある。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響で、運動や社会参加の機会が減少しているため、ICTの利活用等新たな取り組みを含めて担保していく必要がある。</p>	<p>・生活支援コーディネーターを中心に、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援を実施。</p> <p>・居場所の情報を掲載した冊子と地図をそれぞれ隔年で発行し、情報を周知するとともに、居場所間の交流も図る。</p> <p>市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 R5までに：153か所</p>	<p>年度末に、増数に対する評価を行い、計画年時に達成できるように進捗管理も実施する。</p>	<p>・第2層生活支援コーディネーターを中心に、居場所の活動継続に向け2層協議体を開催し、継続できる方法等について参加者で決めていけるよう支援を行った。</p> <p>・居場所の情報を掲載した冊子を発行し、様々な機会を通じて周知を行った。</p> <p>市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 207か所</p>	◎	<p>市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数が目標値を達成することができたため。</p>	<p>介護予防の機会として、地域の居場所について様々な機会を通じて周知を行う。</p>

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和5年度（年度末実績）			
第8期における具体的な取組	現状と課題	目標 (事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策
1-3リハビリテーションのサービス提供体制の構築	訪問リハビリテーションの利用率は、2.2%程度で推移しており、全国平均、東京都平均と比較して高く、提供体制は充実していると考えられる。 通所リハビリテーションの利用率は、年度で上下はあるが、8.2%程度で推移しており、全国平均よりは低いものの、東京都平均と比較して高く、提供体制は充実していると考えられる。 現状として、市の介護保険制度内でのリハビリテーション提供体制は比較的充実していると考えられる。 そのため、充実しているサービスの利用率の維持・向上を図り、必要に応じて事業所の指導や研修を進めていく。	サービス利用率の維持・向上 事業所への支援の実施	訪問リハビリテーションの利用率 通所リハビリテーションの利用率	・介護事業者連絡会における介護保険サービスの質の向上に資する研修の実施 全3回  ・物価高騰の影響を受ける介護事業所に事業継続のための支援金の実施	△	訪問リハビリテーションの利用率 小金井市：2.4 東京都：1.7 全国2.1  通所リハビリテーションの利用率 小金井市：6.3 東京都：4.7 全国：8.5	訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの提供体制は引き続き充実していると考えられる。必要な方が必要な時に通所リハビリテーションを利用できるよう、引き続き事業所への支援を行う。
2-1要介護認定の適正化	要介護認定の判定に大きな影響を及ぼす認定調査資料が全国一律の同じ調査項目でも認定調査員個人ごとにとりまとめ結果や判断が異なる。そのため主治医意見書等の内容と差異が発生し、認定審査会での意見にも影響し正しい判定に導くことが難しくなる。 また、主治医意見書も修正箇所が多いので点検が必要である。 最終判定での認定審査会委員の考えが固執しないよう調整も重要である。	・eラーニング学習システムを市内事業所認定調査員に推奨を勧め、受講率向上を目指す。 ・東京都及び小金井市の認定調査員研修を年度内に定期的開催を目指し、出席者を募る。 ・認定審査会委員研修や合議体長の連絡会議を開催する。	・eラーニングシステム受講の推奨を年2回行い、受講実績を前年より向上させる。 ・東京都及び小金井市の認定調査員研修を年2回開催する。 ・認定審査会委員研修を年1回、合議体長会議を年2回開催し、情報共有を図る。	・事業所に対し、eラーニングシステム受講勧奨を年2回実施し、受講実績の向上に努めた。 ・東京都の認定調査員研修へ参加するとともに、小金井市の認定調査員研修を開催した。 ・東京都の認定審査会委員研修の受講勧奨を実施した。合議体長の会議を2回実施、審査会委員研修を1回実施した。	○	コロナ禍以降見送っていた審査会委員研修会（全体会）を実施し、事例検討を通じて介護認定の平準化適正化を図った。	調査員研修や調査票点検、審査会委員研修により、引き続き介護認定の適正化に努める必要がある。また、申請件数の増加に伴い、申請から認定までの期間に時間を要しており、対策に検討が必要。
2-2ケアプラン点検	東京都のガイドラインを活用し、運営基準を遵守したケアプランとなっているか確認を行っている。 新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、指定更新前の運営指導の際、同時にケアプラン点検を実施している。  担当の人員体制から、運営指導とは別での実施は難しいことや、専門的な知識の習得が課題となっている。	サービス受給者が真に必要なとするサービスを利用できるよう点検を行うとともに、点検項目や実施件数について、さらに効果的に実施できるように見直しを進める。	実施件数：15件以上	実施件数：57件	◎	目標としていた件数を上回った。実施方法については、単独での実施ではなく、実地指導と同時に実施した。	今後更に点検の質を高めるとともに、利用者の状況に合ったケアプラン作成となるような助言を行うため、市内主任ケアマネジャーを活用したケアプラン点検を実施することを検討する。

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和5年度（年度末実績）			
第8期における具体的な取組	現状と課題	目標 (事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策
2-3住宅改修・福祉用具給付の適正化	適切な住宅改修や福祉用具の利用の推進のため、介護保険のサービス利用についての案内冊子を作成し、周知を図っている。  住宅改修については、一部のケースで改修時に現地調査を行い、必要性の確認を実施している。また、福祉用具については、軽度者の福祉用具貸与について、自立支援の機会を阻害することがないように医師の所見やサービス担当者会議の記録を確認を行っている。  いずれについても専門的な知識の習得が課題となっている。	点検項目、点検方法等のマニュアルの見直しを行いながら、効率性を高め、点検実施件数を増やす。	住宅改修の現地調査件数：10件以上	住宅改修の現地調査件数：7件	△	現地調査当日の利用者の都合や体調により自宅に伺うことができないケースもあったため、目標件数を達成できなかった。	専門的な知識の習得について、引き続き研修の受講や好事例の収集などを行う。
2-4縦覧点検・医療情報との突合	給付費の誤請求や介護保険・医療保険の重複請求のケースの洗い出し及び点検を国民健康保険団体連合会へ委託し、連携しながら適正な請求処理を促している。  なお、縦覧点検については、費用対効果の観点から給付適正化への効果が見込める一部の点検項目の実施に留めている。	国民健康保険団体連合会と連携しながら、誤請求を行っている事業所に対して指導を行い、誤請求を是正し、適正な介護報酬の請求を促進する。	毎月実施	毎月実施	◎	国保連審査分以外の部分について、毎月点検を実施した。提供されたサービスの整合性について確認を行うことで、適切な介護報酬の請求に繋がった。	国保連が対応する部分との区分けの判断が難しく、不明なケースはその都度国民健康保険団体連合会へ確認している。
2-5介護給付費通知	年1回、特定の圏域に対して特定の月のサービス利用に関する介護給付費通知を送付し、被保険者自らが利用しているサービスの内容や料金を確認してもらっている。通知内容については、受給者が理解しやすいよう適宜見直しを行っている。	受給者にとって分かりやすく、かつ効果的な給付費通知を行い、受給者に対して適切なサービスの利用を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認することにより、適切な請求を促進する。	年1回実施	年1回実施	○	令和5年12月に実施した。	給付費通知については医療費通知と混同され問い合わせを受けるケースも多いため、給付費通知の趣旨や見るべきポイント等を通知に同封して提示し、適正なサービス利用の促進と介護保険制度の理解を図る。

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和5年度（年度末実績）			
第8期における具体的な取組	現状と課題	目標 (事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策
2-6給付実績の活用	国民健康保険連合会から様々な給付実績の帳票が送付されてきているが、種類が多く、効果的に活用するために、検討が必要である。	東京都や国民健康保険連合会の研修に参加することで、確認帳票の拡大を図り、適切なサービス提供と費用の効率化、事業所の指導育成を図る。	給付実績の活用状況	給付実績から分析できる事業所の傾向（サービス内容、要介護度、利用頻度等）の情報を活用した。	○	事業所の指導検査時に、給付実績から分析できる事業所の傾向（サービス内容、要介護度、利用頻度等）を把握した上で事業所へヒアリングを行うことで、効果的な指導検査を実施できた。	全ての帳票を活用できていないため、東京都や国保連の研修に参加し、活用するための知識を習得する。